

令和4年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和4年8月26日(金) 午前10:00～  
開催場所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

## 会 次 第

- 1 異議申出に関する審議について
- 2 検討小委員会報告について
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正について
- 4 その他

1 異議申出に関する審議について

2 検討小委員会報告について

### 3 特定(産業別)最低賃金の改正について

### 4 その他

令和4年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和4年度  
第4回  
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 2022年度特定（産業別）最低賃金改正の申し出について……………                | 1  |
| 2 | 改正申出に関する要件審査結果……………                             | 3  |
| 3 | 宮崎県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）……………          | 5  |
| 4 | 最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について……………             | 7  |
| 5 | 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）<br>検討小委員会報告…………… | 9  |
| 5 | 令和4年8月23日厚生労働省プレスリリース（令和4年度答申のポイント）……………        | 13 |

追加資料 最低賃金の改定に関する異議申出書(写)

連合宮崎発第2022-210号  
2022年 7月14日

宮崎労働局長  
田中 大介 様

日本労働組合総  
宮崎県連合会(連  
会 長

## 2022年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金  
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長)
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会代表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金  
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金  
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会  
宮崎地区協議会議長



以上

## 令和4年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和4年8月2日

| 名 称                                      | 申出年月日     | 申 出 者                                   | 適用<br>労働者数<br>〔A〕   | 合意のあった労働者数         |                    |      |                    | 比率    | 審査結果 | 申出内容<br>参考協約額 |
|--|-----------|---|---------------------|--------------------|--------------------|------|--------------------|-------|------|---------------|
|  |           |   |                     | 労働協<br>約・労使<br>協定等 | 機関決定               | 合意署名 | 合計<br>〔B〕          |       |      |               |
| 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金                        | 令和4年7月14日 | 自動車総連宮崎地方協議会<br>販売部門連絡会<br>議長（委員長）      | 人<br>2,750<br>(174) | 人<br>1,168<br>(88) | 人                  |      | 人<br>1,168<br>(88) | 42.5% | 適    | 金額改正<br>900円  |
| 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 令和4年7月14日 | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会<br>宮崎地域懇談会<br>代表 | 人<br>8,630<br>(74)  | 人<br>337<br>(2)    | 人<br>3,495<br>(11) |      | 人<br>3,832<br>(13) | 44.4% | 適    | 金額改正<br>938円  |
| 宮崎県各種商品小売業最低賃金                           | 令和4年7月14日 | 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会<br>代表幹事                 | 人<br>4,250<br>(73)  | 人<br>2,335<br>(1)  | 人                  |      | 人<br>2,335<br>(1)  | 54.9% | 適    | 金額改正<br>825円  |
| 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金      | 令和4年7月14日 | 日本食品関連産業労働組合総連合会<br>宮崎地区協議会<br>議長       | 人<br>2,520<br>(48)  | 人<br>379<br>(1)    | 人<br>983<br>(3)    |      | 人<br>1,362<br>(4)  | 54.0% | 適    | 金額改正<br>847円  |

※（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労発基 0802 第 1 号  
令和 4 年 8 月 2 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長)

- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会 代表

- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事

- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会  
宮崎地区協議会 議長

令和4年8月26日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
産業別最低賃金検討小委員会  
座長 三島 里都子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年8月2日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定期間（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

令和4年8月26日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
産業別最低賃金検討小委員会  
座長 三島 里都子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年8月2日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定期間（産業別）最低賃金について改正決定する必要性はないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

#### 記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和4年8月17日

| 区分              | 氏名                 | 現職                     |
|-----------------|--------------------|------------------------|
| 公益<br>代表<br>委員  | しかた ゆみ<br>四方 由美    | 宮崎公立大学人文学部 教授          |
|                 | はしぐち たけかず<br>橋口 剛和 | 宮崎県社会保険労務士会 顧問         |
|                 | みしま りつこ<br>三島 里都子  | マリンバックス法律事務所 弁護士       |
| 労働者<br>代表<br>委員 | いまむら あきひろ<br>今村 彰博 | 宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長    |
|                 | かまだ まさひろ<br>鎌田 正洋  | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長 |
|                 | なかがわ いくえ<br>中川 育江  | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長    |
| 使用者<br>代表<br>委員 | かい まさふみ<br>甲斐 正文   | 宮崎県商工会議所連合会 専務理事       |
|                 | かわの よういち<br>河野 洋一  | 宮崎県経営者協会 専務理事          |
|                 | のぐち かずひこ<br>野口 和彦  | 宮崎県中小企業団体中央会 専務理事      |

各側五十音順

2022年8月23日

宮崎労働局長 田中 大介 殿

宮崎県労働組合総連合  
議長

## 宮崎県最低賃金の改定に関する異議の申出書

貴職におかれましては、労働行政向上のため日々ご奮闘されておられますことに敬意を表します。

「宮崎県最低賃金の改正決定に係る宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が8月10日にありましたので、宮崎県労働組合総連合は、下記のとおり異議の申し出をおこないます。

### 記

8月10日、宮崎地方最低賃金審議会は宮崎県の地域最低賃金の時間額を、これまでの821円から32円引き上げ、853円とするとの答申をおこなった。今回の答申は、一定部分の評価はあるものの、憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額とは到底言えない。今回の答申を破棄し、1000円以上へ引き上げることを求めるものである。

### 理由

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーの中には最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料と諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

全労連は、全国各地で、同一の調査票にもとづく「マーケット・バスケット方式」による最低生計費試算調査を実施しています。この調査は、「生活実態調査（消費動向含む）」「手持ち財調査」「価格（市場）調査」を実施し、最低限の水準を集团的に議論し、最低生計費を算出しています。いずれの地方でも、同じ研究者（大学准教授）が監修しています。

その結果、首都圏は住居費が高い一方交通費は低い、地方は住居費が安いものの交通機



関が不便なため自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、どの地方でも、25歳単身男性の最低生計費は、税・社会保険料込で月額22万円～24万円、年収260万円～290万円という結果になりました。月の労働時間を、厚生労働省が用いている173.8時間として時間額を算出すると約1,240円～1,420円になります。現行の最低賃金額との格差も大きいですが、都市部も地方も、最低生計費に大きな差がないことも明らかになっています。

生活にかかる費用に大きな差がないのに、収入で格差があれば、賃金の高い地域へ労働者が転出していくことは当然です。

近年では、地方最低賃金審議会のご尽力もあり、格差拡大には歯止めがかかっていますが、2021年改定時点での宮崎県と東京都との格差は220円あります。賃金相場に最低賃金が大きな影響を及ぼす現状を考えると、人口流出を食い止め、地方創生を実現するためにも、さらなる格差の縮小は急務だと私たちは考えます。貴職は宮崎県と連携して県内就職率を高める取り組みを行って、県内企業の魅力発信を進めておられますが、最低賃金の大きな格差は働く場としての魅力を大きく引き下げる要因になっています。

最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわるもので、コロナ禍でその重要性がますます高まっています。

業務改善助成金についても、もっと使いやすい制度として運営するように、宮崎地方最低賃金審議会からも意見を強く述べていただきたいと考えます。

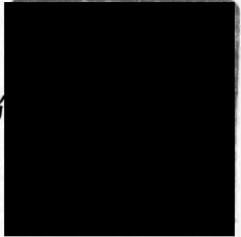
宮崎で働くことに希望が持てるよう、思い切った最低賃金の引き上げをすすめていくことを切に願うものです。

以上

宮崎労発基 0826 第 2 号  
令和 4 年 8 月 26 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介



最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、宮崎県労働組合総連合(県労連)から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

宮崎地賃審発第9号  
令和4年8月26日

宮崎労働局長  
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子

宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出  
について（答申）

令和4年8月26日貴職から、令和4年8月10日付け宮崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮崎県労働組合総連合（県労連）からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。



宮崎地賃審発第8号  
令和4年8月26日

宮崎労働局長  
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記1の最低賃金については改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、下記2、3及び4の最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

宮崎労発基 0826 第 1 号  
令和 4 年 8 月 26 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介

特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金  
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）